

土地区画整理法に基づく意見書

令和 年 月 日

岐阜県知事 あて

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

次のとおり意見書を提出します。

1 意見書を提出する事業計画

岐阜都市計画事業 穂積駅南土地区画整理事業

2 事業計画との利害関係 （※裏面を御参照願います。）

（１） 事業に関係のある土地

① 種類 （※該当するものに○を記入してください。）

（ ）土地 （ ）土地に定着する物件 （ ）借地権

② 所在地

（２） 権利の種類

（※記載例：居住地 ・ 所有地 ・ 借地 ・ 借家 ・ 抵当権を有している ・ 所有者の同意により占有している等）

（３） （１）の土地等が事業計画によって受ける影響

3 意見書の趣旨及び理由

(1) 意見書の趣旨

(※事業計画等の内容について、具体的に修正を求める事項を記入してください。)

(2) 理由

(※「意見書の趣旨」に記載した内容を求める理由を記入してください。)

～意見書を提出できる方について～

土地区画整理事業の事業計画に対する意見書を提出できる方について、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）で以下のとおり定められております。

第 55 条第 2 項 利害関係者は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、都道府県知事に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。
--

提出者様が「利害関係者」に該当されるかどうかを確認させていただく必要がございますので、意見書中「2」の欄の御記入をお願いいたします。